

令和8年度 国民健康保険料早見表（年金所得の方）

【 早見表について 】

- ・この表の保険料額は、世帯主が国民健康保険に加入していて、かつ世帯の中でお一人だけに所得がある場合の保険料額(年額)です。
- ・この表の保険料額は、年金以外の所得がない方の保険料額です。
- ・実際の保険料は、所得金額に応じて細かく計算されます。表は保険料額の目安として御利用ください。
- ・「医療分+後期分+子ども分+介護分」欄の保険料額は、所得がある方が40歳以上65歳未満の場合の保険料額です。

65歳未満の方（昭和36年1月2日以降に生まれた方）			
収入金額 (年金)	所得金額	1人世帯	2人世帯
		医療分+ 後期分+ 子ども分 + 介護分 〔40歳以上65歳未満 の方が 1人 〕	医療分+ 後期分+ 子ども分 + 介護分 〔40歳以上65歳未満 の方が 2人 〕
1,030,000円	430,000円	※1 27,720円	※1 42,060円
1,200,000円	600,000円	※2 68,680円	※2 92,600円
1,400,000円	775,000円	※3 119,520円	※2 115,700円
1,600,000円	925,000円	※3 139,310円	※2 135,490円
1,800,000円	1,075,000円	177,650円	※3 197,400円
2,000,000円	1,225,000円	197,440円	※3 217,190円
2,200,000円	1,375,000円	217,250円	※3 237,000円
2,400,000円	1,525,000円	237,040円	※3 256,790円
2,600,000円	1,675,000円	256,850円	304,710円
2,800,000円	1,825,000円	276,640円	324,500円
3,000,000円	1,975,000円	296,450円	344,310円
3,500,000円	2,350,000円	345,940円	393,800円
4,000,000円	2,725,000円	395,440円	443,300円
4,500,000円	3,140,000円	450,220円	498,080円
5,000,000円	3,565,000円	506,330円	554,190円

65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれた方）			
収入金額 (年金)	所得金額	1人世帯	2人世帯
		医療分 + 後期分 + 子ども分	医療分 + 後期分 + 子ども分
1,530,000円	430,000円	※1 23,050円	※1 34,740円
1,600,000円	500,000円	※1 30,740円	※1 42,430円
1,800,000円	700,000円	※2 68,150円	※2 87,650円
2,000,000円	900,000円	※3 113,210円	※2 109,650円
2,200,000円	1,100,000円	※3 135,210円	※2 131,650円
2,400,000円	1,300,000円	172,620円	※3 188,410円
2,600,000円	1,500,000円	194,620円	※3 210,410円
2,800,000円	1,700,000円	216,620円	※3 232,410円
3,000,000円	1,900,000円	238,620円	277,630円
3,500,000円	2,350,000円	288,110円	327,120円
4,000,000円	2,725,000円	329,360円	368,370円
4,500,000円	3,140,000円	375,010円	414,020円
5,000,000円	3,565,000円	421,770円	460,780円

※昭和36年1月2日～5月1日に生まれた方は、介護分保険料は発生しません。

※昭和36年5月2日～昭和37年4月1日に生まれた方は、誕生日の前日の属する月から介護分保険料は発生しません。

※1 均等割額と平等割額が7割軽減されています。

※2 均等割額と平等割額が5割軽減されています。

※3 均等割額と平等割額が2割軽減されています。